

# 狛江市における重層的支援体制整備事業の現在の状況について

令和5年10月11日 狛江市福祉保健部福祉政策課

# 重層的支援体制整備事業とは

◆①支援、②つなぎ、③出会いの重層化を図ることにより、支援体制の整備を図る。

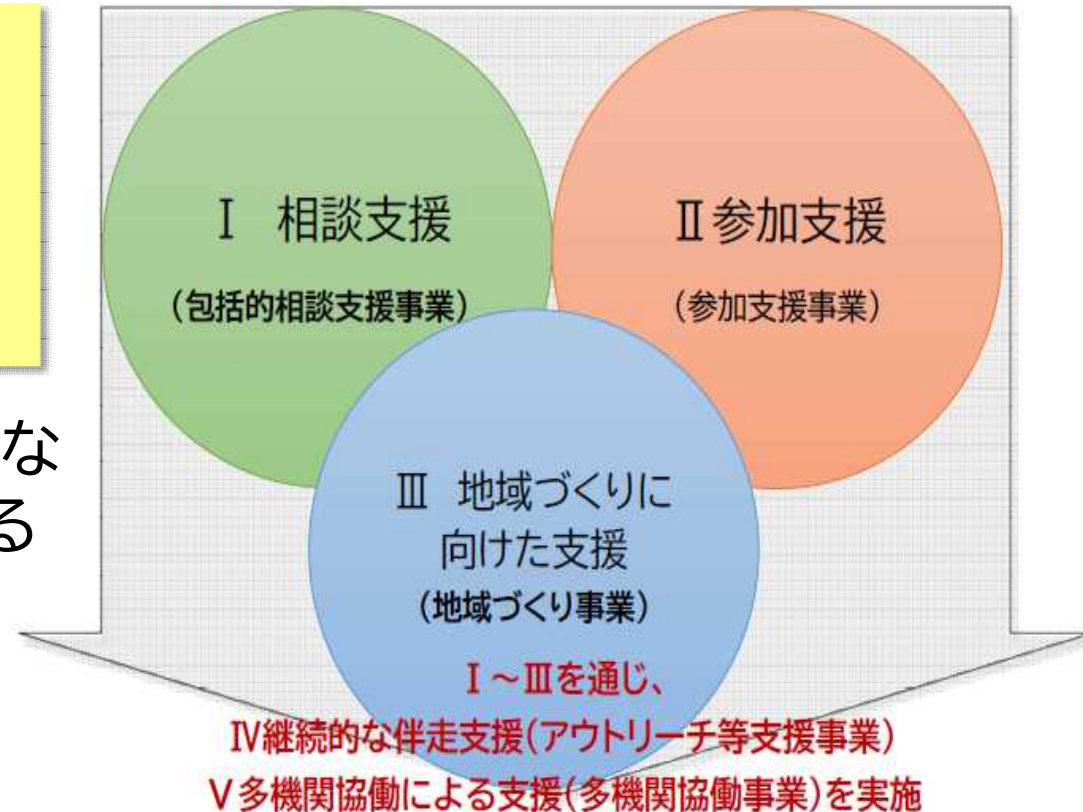
⇒制度や仕組みの「支援のしづらさ」を少しでも改善し、「生きづらさ」を抱える人の生活を支援していく



# 支援の重層化とは

◆ I 包括的相談支援、II 参加支援、III 地域づくり支援の3つの支援について、それぞれが連携し、一体的に実現

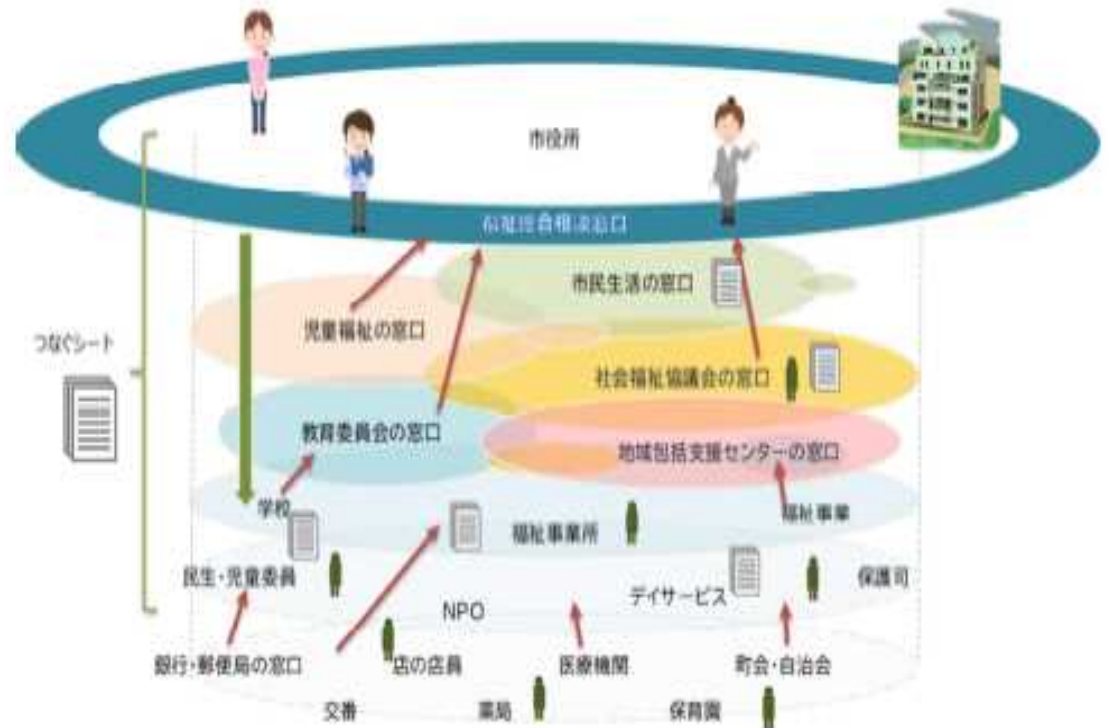
⇒3つの支援において、IV継続的な伴走支援及びV多機関協働による支援を実施する。



# つながぎの重層化とは

◆市役所の窓口含め市内には様々な窓口があり、様々な相談が行われる機会となる。

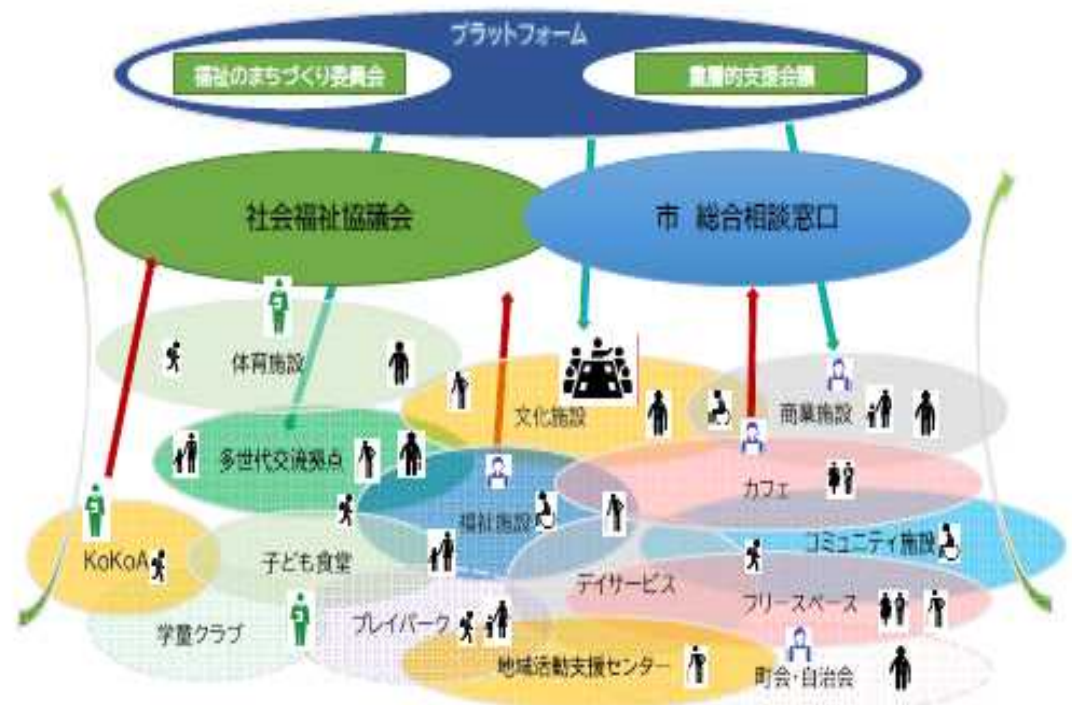
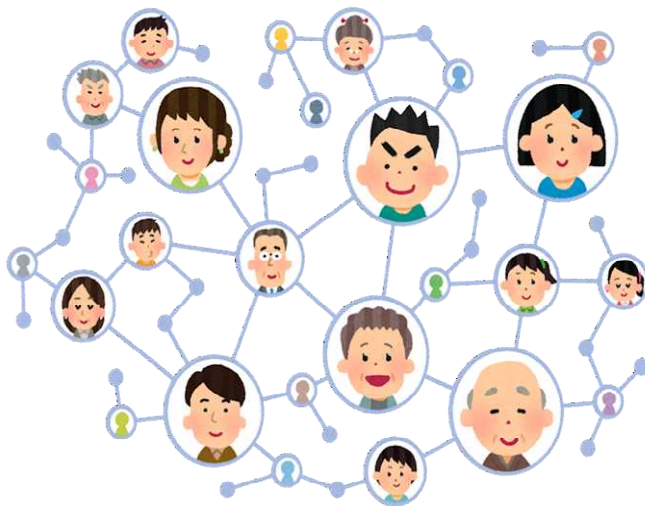
⇒複雑化・複合化した生活課題を抱えた市民、その世帯に対して支援を届ける重要な機会となる。何か気付いたことがあった場合には、つなぐシート等を活用することにより、つながぎの重層化を図る。



# 出会いの重層化とは

◆市内には、市民同士が交流できる場が公共施設に限らず数多く存在する。

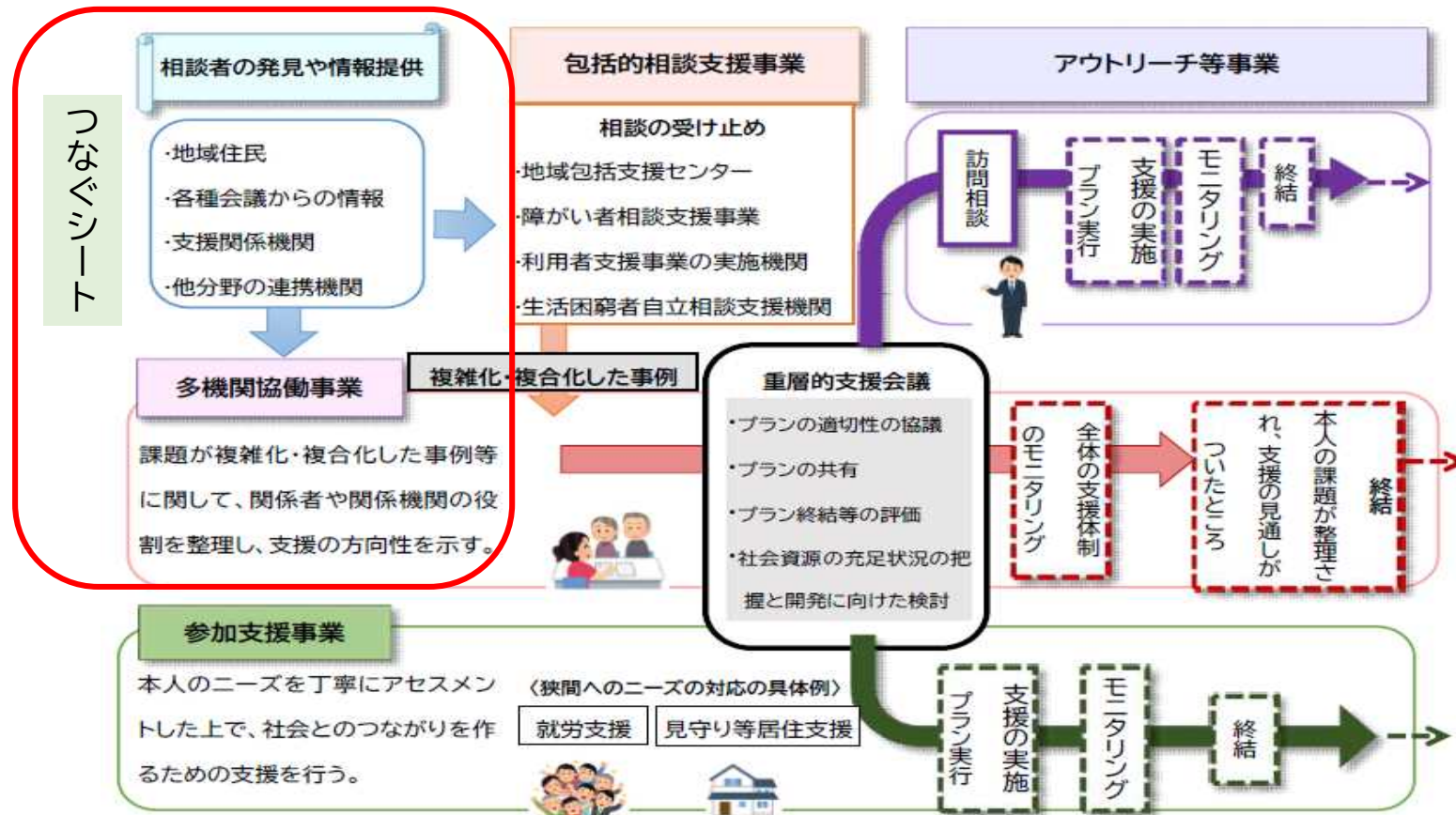
⇒人と人が出会い、様々な出会いが重なり合うことにより、多様なつながり、関係性や支援の重なり合いを生む。この重なり合いが地域におけるセーフティネットとして機能するとともに、多様なプラットフォームを構築することにより、活力のあるまちづくりを進め、包括的な支援体制を構築する。



# 事業の実施状況について

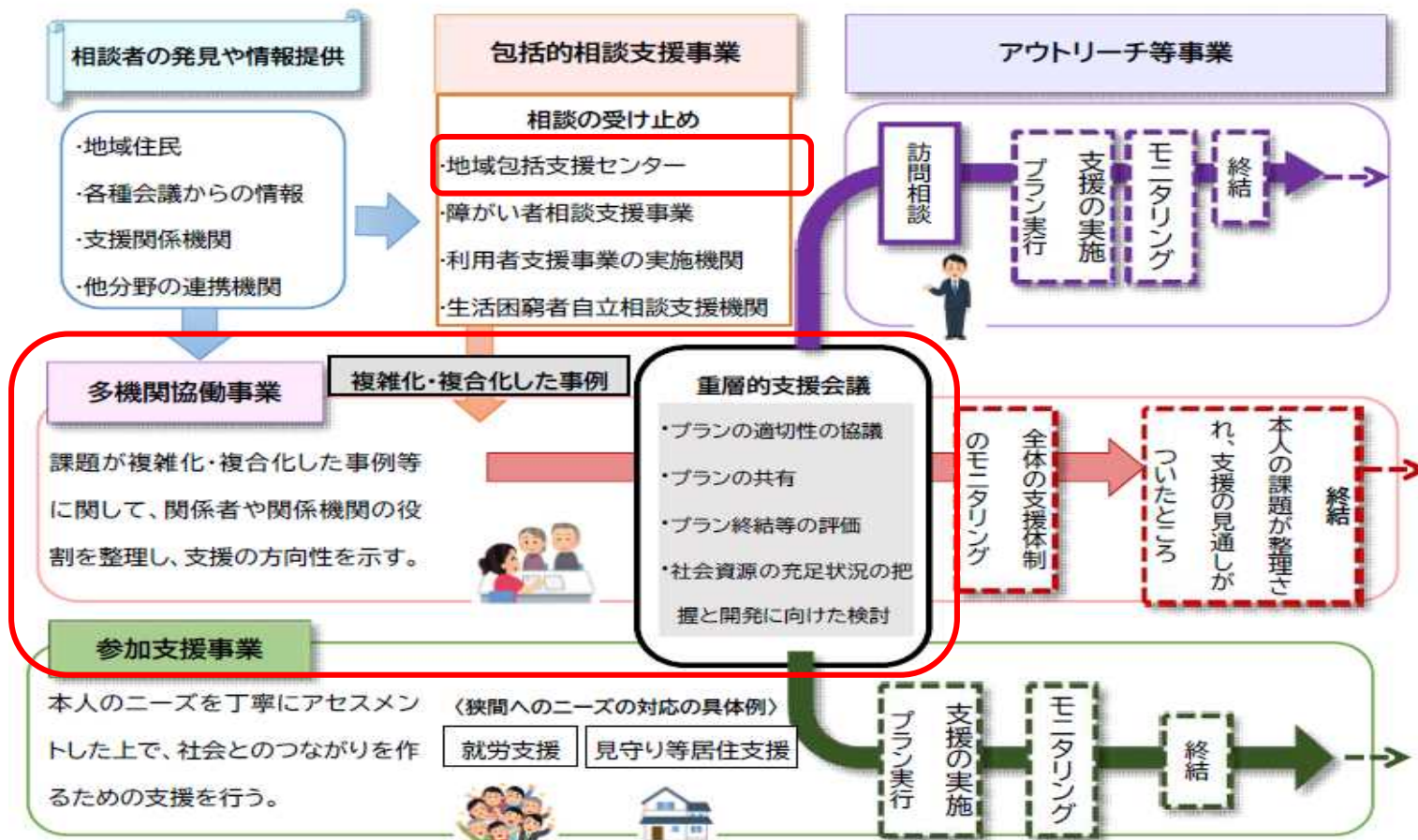
市では令和4年度から事業を開始し、「支援の重層化」の取組の1つとして相談者の発見や情報提供を多機関協働事業へつなぐためのしくみとして、「つなぐシート」を活用した仕組みづくりを行っている。

令和4年度は庁内で「つなぐシート」の運用を開始。令和5年度は民生委員・児童委員、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、包括で説明会を実施。利用、協力を依頼

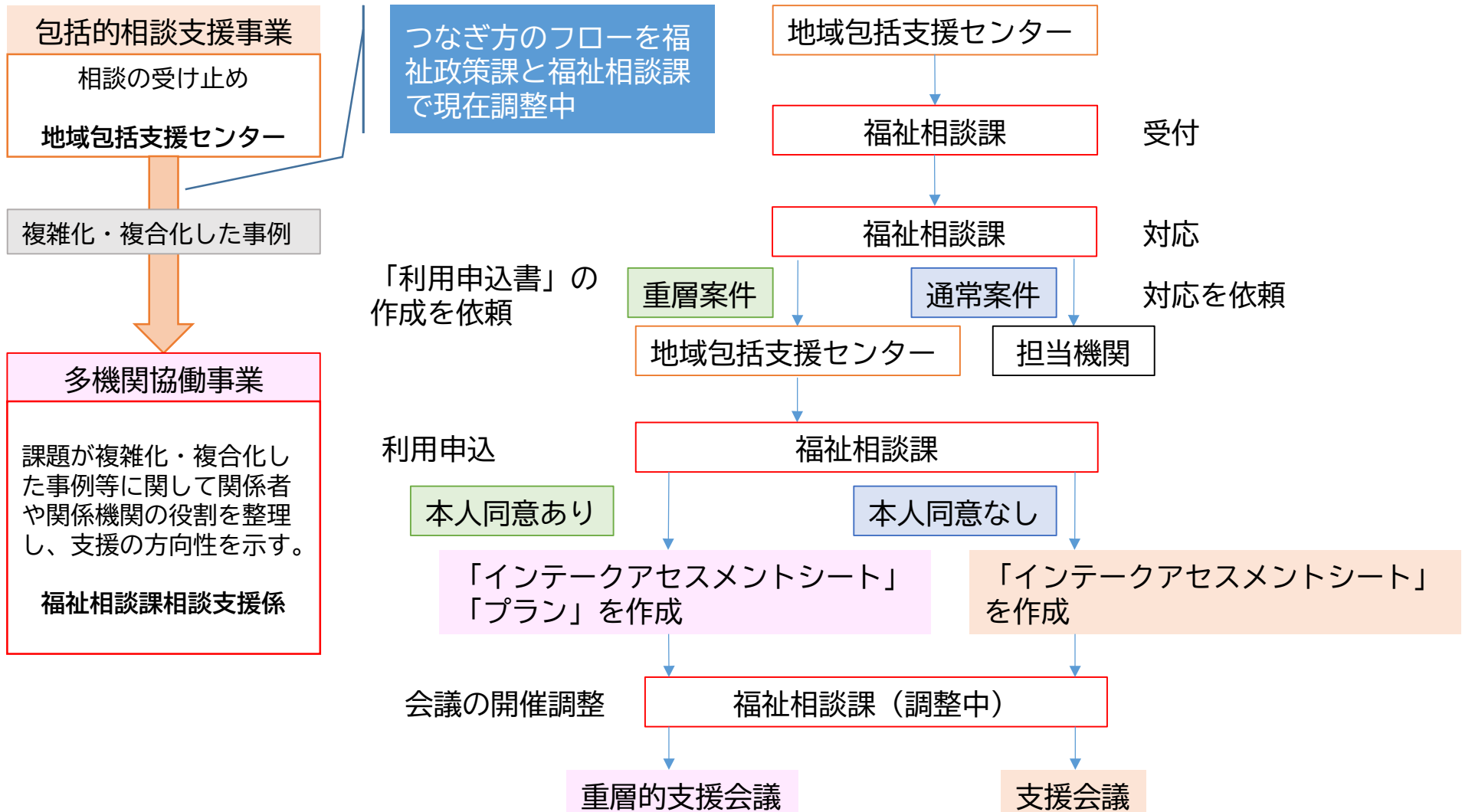


# 地域包括支援センターの役割

地域包括支援センターは、重層的支援体制整備事業において包括的相談支援事業を担う。相談者の属性や世代、相談内容に関わらず相談を受け止め、複雑化・複合化した事例など包括のみでは解決が難しい場合には、多機関協働事業につなぎます。



# 多機関協働事業へのつなぎ方について(調整中)



※インタビューアセスメントシートとは、今後の支援の見立てをするためのシートです。  
※プランとは、アセスメントの結果を踏まえて、本人・世帯への支援の目標・方向性、支援関係機関の役割分担を示すものです。



# 重層的支援会議・支援会議の開催方法について(調整中)

現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在福祉相談課にあがってきている重層ケース（虐待を除く。）は3～6件/年</li> <li>虐待ケースの定例会議で虐待認定されなかったケースも困難ケースとしてその会議で情報共有をしている（1回/月）</li> </ul>
会議の開催頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>案件ごとに随時</li> </ul>
スーパーバイズ（専門職の会議参加）	<ul style="list-style-type: none"> <li>現状は、日頃より関わりのある専門職に他業務の合間に好意で意見をいただいている状況</li> <li>市で開催している「心の相談室」等を活用している。</li> <li>ケースにより会議に呼べるのであれば、活用できる場面が多い。（想定される専門職は医師、弁護士、司法書士等）</li> <li>6回/年程度</li> </ul>
会議への付議案件	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待案件以外の複雑化・複合化した課題</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>国から示されたインテークアセスメントシートやプランは記載事項が多く、生活困窮者自立支援事業と共通のものであることから、支援に関係のない事項まで記載する必要がある。</li> <li>福祉相談課でインテークアセスメントシートやプランを作成する場合、今も兼務が多く、業務量の増加が懸念される。</li> <li>福祉政策課と福祉相談課との会議での役割分担の調整</li> <li>児童福祉分野との連携強化</li> </ul>
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>複雑化・複合化した生活課題に係る困難ケースで、現在対応しているケースや新規のケースで重層的支援体制整備事業として対応が必要であると考えられるケースについて、シート8のフローに従って、重層的支援会議の試行実施を行う。</li> <li>今年度中に要綱制定予定（令和6年度から実施予定）</li> </ul>

※上記は現在庁内で調整中の案件です。